

第 19 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 25 年 1 月 29 日（火）午後 4 時 00 分から午後 5 時 25 分まで

2 開催場所 幕別町役場忠類総合支所 2 階会議室

3 出席委員（23 名）

会長	25 番	杉坂	達男
会長職務代理者	24 番	谷内	雅貴
委員	1 番	国枝	隆幸
	2 番	香西	浩志
	3 番	齊藤	正孝
	5 番	大道	健實（遅参）
	6 番	小原喜久雄	
	7 番	石川	雅洋
	9 番	向井	知己
	10 番	杉本	義昭
	11 番	鯖戸	英明
	12 番	田邊	忠幸
	13 番	高橋	秀樹
	14 番	鬼頭	良市
	15 番	東口	政秋
	16 番	蛭原	一治
	17 番	森	勤子
	18 番	中島	孝
	19 番	白木	孝和
	20 番	岡崎	稔
	21 番	宗廣	武夫
	22 番	加藤	宏
	23 番	齊藤	一男

4 欠席委員（2 名）

4 番	山田	学
8 番	尾藤	欣二

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告
 - 第 1 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
 - 第 2 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
- 5) 議案
 - 第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について
 - 第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

- 第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6号 現況証明について
- 第7号 河川敷地占用申請に関わる意見について
- 第8号 農地の賃借料情報について
- 第9号 農地法第3条に規定する下限面積の設定について
- 第10号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請者の審査について

6 農業委員会事務局職員

- 事務局長 野坂 正美
- 忠類支局長 細澤 正典
- 農地振興係長 鯨岡 健
- 忠類支局農地振興係長 伊藤 憲彦
- 農地振興係主査 檜木 良美
- 農地振興係主事補 川本 貴士

7. 会議の概要

議長	<p>それでは、定足数に達しておりますから、ただいまから第19回農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>会議規則に定められていますが、議事録署名委員を議長から指名させていただくことで、よろしゅうございますか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員に13番 高橋委員、14番 鬼頭委員をお願いいたします。どうか、よろしく願います。</p>
議長	<p>それでは、さっそく諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局	<p>はい。諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、4番 山田委員、8番 尾藤委員より欠席する旨、5番 大道委員より遅参する旨の届出がございましたので、ご報告を申し上げます。</p>
議長	<p style="text-align: right;">(5番大道委員遅参)</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告の第1号の1番、2番を説明いたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、</p>

<p>議長</p>	<p>議案書 1 ページの 2 件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今、報告第 1 号の 1 番、2 番について、説明を申し上げます。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>議長</p> <p>質疑がなければ、(報告第 1 号の) 1 番、2 番については、報告のとおりといたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、報告第 2 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第 2 号の 1 番を説明いたします。</p> <p>報告第 2 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告いたします。報告第 2 号に係る報告案件は 1 件であり、今月 22 日に利用調整を行った案件であります。内容につきましては、記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今、報告 2 号の 1 番について説明をいたしました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、報告 2 号の 1 番は、報告のとおりといたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、議案第 1 号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第 1 号の 1 番の説明をいたします。</p> <p>【議案第 1 号 1 番から 3 番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の案件は、報告第 2 号の幕別町農業振興公社が行った利用調整案件でございます。幕別町に対しまして農業経営基盤強化促進法第 13 条の 2 第 1 項に基づき要請するものでありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>

議長	<p style="text-align: center;">【異議なしの声多数】</p> <p>異議なしといたします。よって、議案第1号1番は原案のとおり決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第2号の1番から3番を説明いたします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">【議案第2号1番から3番について、議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添、農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページ、2ページ上段に記載されているとおり経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。</p>
10番	<p>これらの案件は、昨年10月に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の1番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
議長	<p style="text-align: center;">【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしとします、よって議案第2号の1番から3番は、原案のとおり決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号4番について、説明をいたします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">【議案第2号4番について、議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書2ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。</p>
24番	<p>この案件につきましては、昨年10月19日に町公社が利用調整を行った案件</p>

でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって議案第2号の4番は、原案のとおり決しました。

議長

次に、議案第2号5番について、説明をいたします。

事務局

【議案第2号5番について、議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、お手元でございます、別添調査書3ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

11 番

この案件につきましては、先月に買入要請を行ったものでございます。譲受人は農地保有化法人であるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって議案第2号の5番は、原案のとおり決しました。

議長

次に、議案第2号の6番について、説明をいたします。

事務局

【議案第2号6番について、議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、お手元でございます、別添調査書3ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法

第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

17 番 この案件につきましては、昨年 12 月 18 日に買入要請を行ったものでございます。譲受人は農地保有化法人であるために、今回の所有権移転については問題ないと思っておりますので、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 6 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって議案第 2 号の 6 番は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第 2 号の 7 番について、説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 7 番について、議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書 4 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

9 番 この案件につきましては、先月に買入要請を行ったものでございます。譲受人は農地保有化法人であるため、今回の所有権の移転については問題ないと考えます。以上で説明を終わります。

議長 はい。それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号の 7 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号の 7 番は、原案のとおり決しました。

議長	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号の1番について説明をいたします。
事務局	【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第3条調査書1ページ、に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
18番	去る、1月24日、加藤委員、谷内代理、事務局とで現地を確認いたしました。借主につきましては、周辺農地への影響はないものと考えております。なお、細部につきましては、事務局のご説明のとおりでございますので、よろしくお願いたします。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号の1番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号の2番について、説明をいたします。
事務局	【議案第3号2番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは地区担当委員から、補足の説明をお願いいたします。
14番	去る、1月24日、谷内代理、加藤委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細については、事務局ご説明のとおりでございます。よろしくお願いたします。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号の2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号の2番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号の3番について、説明をいたします。

事務局 【議案第3号3番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

18番 この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、細部につきましては、事務局ご説明のとおりでございます。よろしく申し上げます。

議長 はい。それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号。

16番 よろしいですか。

議長 はい。蛭原委員。

16番 この3番。同一世帯となっているのに、住所が違うってことを説明して頂けますか。

議長 はい。説明。

事務局 今回の場合は、町外という事なんですけれども、農家世帯の場合、後継者の方市街地に住宅がある方もいらっしゃいます。農家を一緒にやっているという事で同一世帯と、同じ経営という事で扱える事になっているので、同一世帯としたところですが、農業経営体ですよという意味で同一世帯と書いてあったんですが。

議長 蛭原委員。

16番 たとえば、これ7反ですよ。ハウスみたいなものでやってるのか。それとも、後継者であっても、主は、どこか違うところを通してのかね。そういう内容ではなくて、純然たる後継者とみなす経営体をやっていたのか。

議長 はい。

議長 地区担当委員。

18 番 はい。住所に関しては、父親は、もう 75 歳で、その前に後継者にみなせるか、みなせないかですが。何年か前から、ずっと一緒にやっておられるのは、我々も確認していますし、住所が違うのは息子さんが元々音更町に住んでいて、この父さんは老人施設に入るんで、そっちの住所なんですかね。

事務局 そうですね。

18 番 経営内容は、ハウス栽培で今まで花で、やって来た人なんですけれども、現在もそれでやって行くと思います。以上です。

議長 はい。よろしゅうございますか。

16 番 調査書の中でね。同一世帯って書いたら、ここ違ったらまずいんじゃないのかな。違うと同一世帯にならないでしょ。

事務局 同一経営体って書いた方が良いですか。

16 番 なんかニュアンス的にもね。

事務局 そうですね。それでは、経営体という事で。

議長 今の、表示については、明確に出来る様にいたします。

16 番 はい。お願いします。

議長 ほかに質疑は、ございませんか。

(発言なし)

議長 はい。それでは、質疑なしといたします。

議長 採決をいたします。議案第 3 号の 3 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第 3 号の 3 番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第 3 号の 4 番について、説明をいたします。

事務局 **【議案第 3 号 4 番について、議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は、別添調査書 4 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは地区担当委員から、補足の説明をお願いいたします。

14 番 この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲であります。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細については、事務局ご説明のとおりでございます。よろしくおねがいたします。

議長 はい。それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号の4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって議案第3号の4番は原案のとおり決しました。

議長 次の議案は、議事参与に齋藤委員がなります。齋藤一男委員がなりますから、終わりますまでひとつ退席をお願いいたします。

(23 番齋藤一男委員退席)

議長 それでは次に、議案第3号の5番について、説明をいたします。

事務局 【議案第3号5番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは地区担当委員から、補足の説明をお願いいたします。

9 番 この案件につきましては、経営移譲に伴う親から子への使用貸借権の設定であります。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長 はい。それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号の5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号の5番は原案のとおり決しました。

(23 番齋藤一男委員着席)

議長 はい。それでは次に、議案第3号の6番について、説明をいたします。

事務局 【議案第3号6番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは地区担当委員から、補足の説明をお願いいたします。

2番 去る、1月24日、加藤委員、谷内代理、事務局とで現地を確認しました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 はい。それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号の6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号の6番は原案のとおり決しました。

議長 次の議案は、東口委員が議事参与になりますから、終わるまで退席をお願いいたします。

(15番東口委員退席)

議長 それでは、議案第3号7番について、説明をいたします。

事務局 【議案第3号7番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添農地法3条調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。それでは地区担当委員から、補足の説明をお願いいたします。

9番 この案件につきましては、去る、1月24日、小原委員、齊藤委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局、説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長 はい。それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号の7番について、原案の

とおりに決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第3号の7番は原案のとおり決しました。

(15番東口委員着席)

議長

それでは次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号の1番について説明をいたします。

事務局

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、既存のビニールハウスを格納庫、直売所へ用途変更を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可でございますが、本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請書に係る審査表に記載されておりますとおりで、ございます。よろしく願いいたします。

議長

はい。それでは地区担当委員から、補足の説明をお願いいたします。

18番

この案件につきましては、1月24日、加藤委員、谷内代理、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないものと考えております。細部につきましては、事務局ご説明のとおりでございます。以上です。

議長

はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

はい。それでは質疑がございませんから、議案第4号の1番については、原案のとおり決することに、決する事といたします。
原案のとおり、原案のとおり決しました。

議長

それでは次に、議案第4号の2番について、説明をいたします。

事務局

【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】

事務局

この案件は、倉庫の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可でございますが、本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長

はい。それでは地区担当委員から、補足の説明をお願いいたします。

- 19 番 この案件につきましては、本来、地区担当農業委員は石川委員でございますが、本日、総会に遅参する関係から代わりに私が現地を確認いたしましたので、ご説明させていただきます。この案件につきましては、去る1月24日、加藤委員、谷内代理、事務局等で現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。
- 議長 はい。それでは質疑を行います。ございませんか。
- (発言なし)
- 議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号の2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
- 【異議なしの声多数】
- 議長 異議なしとします。よって議案第4号の2番は原案のとおり決しました。
- 議長 次に、議案第4号の3番について、説明をいたします。
- 事務局 議案の訂正をお願いいたします。転用内容の工事期間でございますが、工事期間許可日から平成24年9月30日ではなく、平成25年9月30日まででございます。訂正をお願いいたします。
- 【議案第4号3番について、議案書をもとに朗読】
- 事務局 この案件は、倉庫等の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、審査表に記載されているとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。
- 議長 はい。それでは地区担当委員から、補足の説明をお願いいたします。
- 2 番 この案件につきましては、去る、1月24日、加藤委員、谷内代理、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局のご説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。
- 議長 はい。それでは質疑を行います。ございませんか。
- (発言なし)
- 議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号の3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
- 【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第4号の3番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第4号の4番について、説明をいたします。
事務局	【議案第4号4番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、牛舎等の増築を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いたします。
議長	はい。それでは地区担当委員から、補足の説明をお願いいたします。
20番	この案件につきましては、牛舎の増設と堆肥舎の新設で、新設に伴う転用でございます。去る、1月24日、小原委員、齊藤委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、ただいま事務局のご説明のとおりでございますので、よろしくお願いたします。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号の4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第4号の4番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第5号の1番を説明いたします。
事務局	【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障はないため、問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請書に係る、審査表に記載されていますとおりでございます。よろしくお願いたします。
議長	はい。それでは地区担当委員から、補足の説明をお願いいたします。

- 3 番 この案件につきましては、去る、1月24日、加藤委員、谷内代理、事務局と
で現地を確認して頂いております。周辺農地への影響はないと考えております。
なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろし
くお願いいたします。
- 議長 はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。
- (発言なし)
- 議長 それでは採決をいたします。本件については、異議ございませんか。
- 【異議なしの声多数】
- 議長 異議なしといたします。よって、本件は、原案のとおり決しました。
- 議長 次に、議案第5号第2番について、説明をいたします。
- 事務局 【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】
- 事務局 この案件は、倉庫建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農
用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の
指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお立地基準、
一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載されておりますとおりで
すので、よろしくお願いいたします。
- 議長 はい。それでは地区担当委員から、補足の説明をお願いいたします。
- 13 番 この案件につきましては、去る、1月24日、加藤委員、谷内代理、事務局と
で確認をいただいております。周辺農地への影響はないと考えておりますので、
よろしくお願いいたします。
- 議長 はい。それでは、質疑をおこないます。質疑ございませんか。
- (発言なし)
- 議長 質疑なしといたします。採決をいたします。本件については、質疑がござい
ませんから原案のとおり決しました。
- 議長 次に、議案第5号の3番について、説明をいたします。
- 事務局 【議案第5号3番について、議案書もとに朗読】
- 事務局 この案件は、パーラー排水浄化装置設置を目的とする転用でございます。な
お、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は
農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えておりま
す。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申
請書に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいた
します。

議長	はい。それでは地区担当委員から、補足の説明をお願いいたします。
6 番	この案件につきましては、パーラー排水浄化装置設置の建設に伴う転用であります。去る、1月24日、岡崎委員、齊藤委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局のご説明のとおりであります。よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。本件については、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第5号の3番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第6号「現況証明について」を、議題といたします。議案第6号の1番を説明いたします。
事務局	【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員の説明をお願いします。
19 番	この案件につきましては、去る、1月24日、加藤委員、谷内代理、事務局とで現地を確認して頂き、農地・採草放牧地以外ということでご確認をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号の1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第6号の1番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第6号の2番を説明いたします。
事務局	【議案第6号2番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員からご説明をお願いいたします。

15 番	この案件につきましては、地目変更登記のために証明を求めるものであります。去る、1月24日、小原委員、齊藤委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということを確認いただいております。詳細については事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号の2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第6号の2番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第7号「河川敷地占用申請に関わる意見について」を議題といたします。説明をいたします。
事務局	議案第7号「河川敷地占用申請に関わる意見について」 河川敷地占用申請に関わる意見について、下記のとおり意見を付したく審議を求めます。
事務局	【議案第7号1番について、議案書をもとに朗読】
事務局	内容を説明をさせていただきます。 申請者は、河川法34条の河川占用権の権利譲渡を受け、新規に河川占用申請を行うものでございます。 申請に際し、農業委員会の意見が必要となりましたことから、「占用申請に対する意見」といたしまして、記載しております内容を付し、申請者へ送付するものでございます。 以上で朗読と説明内容とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長	はい。それでは、地区担当委員からご説明をお願いします。
10 番	この案件につきましては、去る、1月24日、加藤委員、谷内代理、事務局とで現地を確認いたしました。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いたします。
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。
議長	はい。蛭原委員。
16 番	教えて頂きたいのですが、前占有者が656の地先なんですか。それとも、656の地先は、 さんであって、前に使っていた人ではないのかな。どっちなん

ですか。

それと、河川法の34条というのは、僕もわからないんですけども、原則、地先の人が借りるっていう事ですよ。だから、これはお墨付きになるのかな、農業委員会は借りてもいいですよという。もし、そういう形だと、ほかの人も借りたいという人が出て来るかもしれないんだけど、公平性というのが欠ける様な気もするんですけど。

幕別町自体が、設置する事なんですけれども、その事を農業委員会で判断して、先にもらっておいでというなげ方をされた様に僕はとったんですけども。その辺、如何なものでですか。

議長 はい。

事務局 まずですね。656の地先かと言われますと、656の地先の所有者は、前占有者であります。前占有者は、経営の形態がですね、あの畑作と酪農経営を変えまして、畑作経営に変わりました。その農地につきまして以前、案件に出ていたのですが、賃貸借の方を結んで今回申請があがって来た方が借りる様な形になってございます。それに伴いまして、その前占有者が河川敷地を営農していた部分をですね。河川法の第34条、これ権利譲渡というものなんですけど、それに基づいて河川管理者の方に提出するっていった内容でございます。状況の方を確認したのですが、周りにはですね、ほとんど■■■さんと、その方の農地しかないという状況でございます。■■■さんについて周りの状況から確認する中では、■■■さんが借りるのは、問題ないという風に判断をしたわけでございます。

議長 地区担当委員、意見があれば発言してください。

10番 いえ。ございません。

議長 はい。蛭原くん。

16番 はい。そしたらですね。そういう判断をしたとしたら、別に農業委員会のお墨付きは要らないのでは。こういう形の。どうしても必要になるのですか。

事務局 はい。河川法なんです。許可申請の中にですね。市町村長等なんです。意見が必要ということになっており、河川敷占用許可譲渡というところにうたわれているので今回、本人の方から話が有ったという事でございます。

農業委員会の意見を付すにあたって、更新でないものですから、新たに権利を第三者に行く関係で。

16番 意見書をつけなさいと。

事務局 はい。

議長 ほかに質疑は、ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第7号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって議案第7号は原案のとおり決しました。

議長

次に、議案第8号「農地の賃借料情報について」を、議題といたします。説明をいたします。

事務局

議案第8号「農地の賃借料情報について」農地の賃借料情報について、次のとおり決定したいので審議を求めます。

農地の賃借料情報につきましては、農地法第52条の規定に、農業委員会は農地の農業上の利用等の増進に資するため、借賃等の情報提供を行うことと定められております。

今回、ご審議を頂く内容といたしましては、普通畑と牧草畑の賃借料でございます。

記載にあります賃借料の金額は、平成24年1月から12月までに農地法第3条の規定による許可と農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の公告を基にデータを作成しております。

詳細でございますが、最初に普通畑です。

幕別地区低台の、平均額は、9,900円、最高額15,000円、最低額4,500円となっております。対前年平均額が200円の増となっております。

幕別地区高台は、平均額は、8,300円、最高額13,000円、最低額3,000円で、対前年平均額が600円の増となっております。

忠類地区は、平均額が3,700円、最高額が5,300円、最低額が2,500円で、対前年平均額が1,000円の減となっております。

次に牧草畑でございます。

幕別地区低台は、昨年、該当データがありませんでしたので、前年の賃借料の金額をそのまま移項しております。

幕別地区高台は、平均額4,700円、最高額5,700円、最低額3,000円で、対前年平均額が100円の増となっております。

忠類地区は、平均額2,500円、最高額3,600円、最低額1,200円で、対前年平均額が1,300円の減となっております。

また、情報提供の方法といたしましては、農業委員会だより、町のホームページ、広報紙により広く周知の方を図ってまいります。

以上、朗読と内容の説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

はい。それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

ございませんか。

議長

それでは、質疑なしといたします。採決をいたします。議案第8号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって議案第8号は原案のとおり決しました。

議長

次に、議案第9号「農地法第3条に規定する下限面積の設定について」を議題といたします。説明をいたします。

事務局

議案第9号「農地法第3条に規定する下限面積の設定について」農地法第3条に規定する下限面積の設定について、次のとおり決定したいので審議を求めます。

現行の下限面積。現行の下限面積は、農地法第3条第2項第5号に規定する2ヘクタールの変更を行わない。「下限面積の変更を行わない理由」といたしましては、農地法施行規則第20条第1項及び2項に規定する事項に該当しないことから変更をしないものでございます。また、農林水産省経営局長通達の「農業委員会の適正な事務実施」には、下限面積の周知及び公表が定められ、農業委員会は、毎年、下限面積の設定について、設定又は、周知の必要性等について審議することとなっております。

2ヘクタール以下の別段の面積を設定する場合は、農地法施行規則第20条に2つの別段面積の基準が定められております。

一つ目の第1項の基準といたしましては、「農業委員会が定めようとする別段面積は、2ヘクタール未満の農地又は採草放牧地を耕作している者の数が、総数のおおむね40%を下らないように算定されること」となっておりまして、2010年版の農林業センサスでは、総数632戸のうち、2ヘクタール以上が584戸、2ヘクタール未満が48戸で、2ヘクタール未満割合は7.6%の状況にあります。

二つ目の第20条第2項の基準といたしましては、「設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地が相当程度存在すること」となっております。該当する農地は現在ない状況にあります。

事務局といたしましては、只今、説明いたしました二つの基準を満たしていないことから、別段の面積を設定せず、農地法第3条第2項第5号に規定する、下限面積の2ヘクタールを変更しない方針で考えております。

また、1月18日に開催されました農地部会におきましても「下限面積について」ご協議を頂いております。

以上、朗読と内容の説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

はい。それでは質疑を行います。ございませんか。
(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第9号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第 9 号は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 10 号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査について」を、議題といたします。事務局から説明をいたします。
事務局	<p>議案第 10 号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査について」農業委員会等に関する法律施行令第 3 条第 1 項の規定により、提出のあった申請書について、同条の第 2 項の規定に基づき記載された事項について、意見を付し幕別町選挙管理委員会に送付したく審議を求めます。</p> <p>内容を「選挙人名簿集計表」より説明させていただきます。選挙区は、幕別地区が 10 投票所、忠類地区 1 投票所となっております。</p> <p>幕別地区の投票所の小計欄ですが、「申請者の総数は、男女の合計が 1,518 人」、「未申請で認定した数は、49 人」、「申請があるが非認定の数が 24 人」であり、名簿登載登録者数は、1,543 人で、対前年 20 名の減となっております。</p> <p>次に、忠類地区ですが、「申請者の総数は、男女の合計が 265 人」、「未申請で認定した数、及び申請があるが非認定の数には、該当が無く名簿登載登録者数は、265 人で、対前年 4 名の増という状況になってございます。</p> <p>全体の名簿登録者数は、1,808 人となっております。対前年 16 名の減といった状況になっております。「申請があるが非認定の数」につきましては、高齢により農業従事が出来なくなった者、高齢者施設への入所、病院への入院などで、従事日数が不足し非認定となった数でございます。</p> <p>以上、朗読と内容の説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
議長	はい。それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 10 号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 10 号は原案のとおり決しました。
議長	次に、協議の第 1 号であります、「耕地防風林の取扱い基準について」を議題といたします。
事務局	はい。それでは私の方から協議第 1 号「耕地防風林の取扱い基準について」耕地防風林の取扱い基準について、次のとおり決定したいので協議を求める

ものでございます。

1といたしまして、耕地防風林の取扱い基準の申合せ事項としまして、下の方に書いて有りますように「耕地防風林の林地幅は、目安として概ね5メートルから20メートル程度の範囲内とする。」という事でございます。

協議の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。このたび、林業事業の耕地防風林の取り扱いについて相談がありましたことから、十勝総合振興局に確認をいたしました。回答では、参考に書いて有ります「農地法施行規則第32条第1号の農地の転用制限の例外を考える上で、耕地防風林の設置基準は全国・全道ともに無い」とのことでございます。

また、これを受けまして、去る1月18日、農地部会において協議をさせていただきました。部会では、北海道林業試験場の資料を基にいたしまして、ここに書いて有ります、「耕地防風林の林地幅は、目安として概ね5メートルから20メートル程度の範囲内とする。」といたしましたことから、本日、協議をお願いするものでございます。

よろしくご協議、賜りますようお願い申し上げます。

議長

はい。ただいま、防風林についての設置基準、この件について1月18日、農地部会で協議された事を中心に説明をいたしました。この関係については、色々と判断のしようがあると思いますが、今農地部会が設置基準をもって本町内の防風林設備の基準とするという風にしたいという提案であります。

議長

質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

それでは、質疑がないようでありますから、本件につきましては、提案通り決する事に異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

それでは、異議がないようでありますから、このとおり決定をいたしました。

議長

次に、協議第2号「農地基本台帳整備に係る取扱いについて」を議題といたします。説明をいたします。

事務局

協議第2号「農地基本台帳の整備に係る取扱いについて」農地基本台帳の整備に係る取扱いについて次のとおり決定したいので協議を求めます。

今回、協議をお願いいただく内容といたしましては、地目変更登記を目的とせず、農地基本台帳の現況のみを「農地採草放牧地以外」にする場合の取扱いでございます。

現在の取扱い方法といたしましては「現況証明願」により申請をして頂き、申請理由を「現地目確認」と記載をして頂いております。その後、申請された月の現地調査で現地の確認を行い、総会で審議し、可決後、農地台帳の整備を行っているという状況でございます。

事務局としましては、地目変更登記を目的とした現況証明願と区別し、明確

化を図る観点から今後は、記載しておりますとおり、取扱いをさせていただきたいと考えております。

農地基本台帳の現況のみを変更する場合の現地調査および総会の提案方法は、総会案件で行われる現地調査に合わせ現地を確認し、総会の報告事項とするものでございます。現地調査につきましては、冬期間は、行わないといたします。また、この関係につきましては、1月18日に開催されました、農地部会でご協議の方を、いただいております。

以上、事務局からの朗読と内容の説明とさせていただきます。

ご協議のほど、よろしく願いいたします。

議長

はい。ただいま、農地基本台帳整備に関係する事について、農地部会の協議内容をもって、皆様方にご協議を頂くものであります。現況等については、農地を農地採草放牧地以外とする場合等よくある訳ですが、現地調査を行い総会での報告事項とすると、その上で基本台帳の整理をするという様な手順であります。この関係について異議ございませんか。

(発言なし)

議長

ありませんか。

それでは、質疑がないようであります。それでは、このような方法をもって、整理する事に異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議がありませんから提案のとおり、協議の内容のとおり決定をいたしました。

議長

議案は以上であります。

以上をもちまして、第19回農業委員会総会を閉会といたします。

上記の会議の顛末を記たることに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

13 番

印

14 番

印

議 長

印